

# 阿蘇火山防災計画



2018 年 7 月撮影  
(阿蘇山火山防災連絡事務所提供)

阿蘇火山防災会議協議会

## 目 次

|       |                   |       |
|-------|-------------------|-------|
| 第 1 章 | 総 則               | P3～6  |
| 第 1   | 計画の目的             |       |
| 第 2   | 計画の位置づけ           |       |
| 第 3   | 計画に係る地域           |       |
| 第 4   | 計画に係る適用範囲         |       |
| 第 5   | 用語の定義             |       |
| 第 6   | 火山情報発表基準          |       |
| 第 7   | 阿蘇火山防災会議協議会       |       |
| 第 8   | 協議会の役割            |       |
| 第 9   | 防災関係機関            |       |
| 第 10  | 他の計画との調整          |       |
| 第 11  | 計画の周知徹底           |       |
| 第 12  | 計画の修正             |       |
| 第 2 章 | 災害予防計画            | P6～8  |
| 第 1   | 火山現象に関する情報の収集及び伝達 |       |
| 第 2   | 立入禁止              |       |
| 第 3   | 登山注意及び規制、解除       |       |
| 第 4   | 登山者等に関する情報の把握等    |       |
| 第 5   | 規制の範囲と要領          |       |
| 第 6   | 警戒区域の設定           |       |
| 第 7   | 避難場所及び避難経路        |       |
| 第 8   | 避難促進施設            |       |
| 第 9   | 避難の手段及び避難誘導の方法    |       |
| 第 10  | 避難の指示等の伝達方法       |       |
| 第 11  | 火山防災訓練の実施         |       |
| 第 3 章 | 災害応急対策計画          | P9～12 |
| 第 1   | 実施責任              |       |
| 第 2   | 災害情報の収集伝達         |       |
| 第 3   | 災害対策連絡本部          |       |
| 第 4   | 各機関への出動要請等        |       |
| 第 5   | 自衛隊の派遣要請          |       |
| 第 6   | 救助体制              |       |
| 第 7   | 避難誘導              |       |
| 第 8   | 救助                |       |
| 第 9   | 安否不明者の搜索          |       |
| 第 10  | 遺体の収容             |       |

|                        |          |        |
|------------------------|----------|--------|
| 第 11                   | 交通規制     |        |
| 第 12                   | 通信施設等の復旧 |        |
| 第 4 章                  | 災害復旧計画   | P12    |
| 第 1                    | 災害復旧     |        |
| 第 5 章                  | そ の 他    | P12    |
| 第 1                    | 通信施設     |        |
| 附則                     |          | P13    |
| 別表 1 ～ 1 1             |          | P14～23 |
| 火口縁ゾーン区分管理方式及び監視員マニュアル |          | P24～27 |
| 火口西展望所(ゾーン区分管理方式)      |          | P28    |
| 退避壕位置図                 |          | P29    |
| 噴火警戒レベル 2 発表に伴う道路規制点   |          | P30    |
| 噴火警戒レベル 3 発表に伴う道路規制点   |          | P31    |

# 阿 蘇 火 山 防 災 計 画

## 第 1 章 総 則

### （計画の目的）

第 1 本計画は、阿蘇火山が噴火し、または噴火する恐れがある場合において登山者及び火口見学者、事業者等の生命、身体及び財産を保護するため、阿蘇市、南阿蘇村及び高森町（以下「関係市町村」という。）が関係機関の協力を得て災害予防、災害応急対策及び災害復旧等必要な措置を実施することを目的とする。

### （計画の位置づけ）

第 2 本計画は、阿蘇火山に対する防災業務について定めた独自のものであるが、災害対策基本法（以下「法」という。）及び活動火山対策特別措置法に基づき、「熊本県地域防災計画（熊本県防災会議）」、「防災業務計画（指定行政機関、公共機関）と密接な整合及び関連をもつものである。

また、関係市町村の個別対応については、それぞれの「地域防災計画」によるものとする。

### （計画に係る地域）

第 3 本計画に係る地域は、関係市町村のうち、阿蘇山の噴火の影響が及ぶ地域とする。主な区域は次のとおりとする。

昭和五〇・三・一総告三

阿蘇山に係る避難施設緊急整備地域

- ・ 阿蘇市一の宮町宮地字東小掘の区域
- ・ 阿蘇市黒川字阿蘇山、字古坊中及び打越堂の区域
- ・ 阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中の区域

### （計画に係る適用範囲）

第 4 本計画に係る適用範囲は、噴火警戒レベル 3 までの想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関する事項とする。

### （用語の定義）

第 5 本計画における用語の定義は次のとおりとする。

#### （１）火山情報

気象業務法第 11 条および活動火山対策特別措置法第 12 条第 1 項に基づき福岡管区气象台が火山現象に関する観測の成果等により火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し防災に資するために発表する情報をいう。

#### （２）火山の状況に関する解説情報（臨時）

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移に

よっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合、または判断に迷う場合に発表する情報。

## 2 火山情報は次のとおりとする。

### 火山現象の予報及び警報

気象業務法第2条第4項の2により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

- (1) 予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (2) 警報は、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
- (3) 火山現象の予報及び警報の発表は噴火警戒レベルを用いて発表する。  
※噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時等の防災対応を踏まえて1から5の5段階に区分したものをいう。

### (火山情報発表基準)

第6 本計画における火山情報の発表基準は次のとおりとする。

- (1) 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）  
警報を解除する場合
- (2) 火山の状況に関する解説情報（臨時）  
噴火警戒レベル2への引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合、または判断に迷う場合、福岡管区気象台が発表する。
- (3) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）  
火口から概ね1km以内に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される場合に、福岡管区気象台が噴火警報を発表する。  
火山現象については、大きな噴石、火砕流等
- (4) 火山の状況に関する解説情報（臨時）  
噴火警戒レベル3への引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合、または判断に迷う場合、福岡管区気象台が発表する。
- (5) 噴火警戒レベル3（入山規制）  
火口から1kmを超え、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される場合に、福岡管区気象台が噴火警報を発表する。  
火山現象については、大きな噴石、火砕流等
- (6) 火山の状況に関する解説情報の発表は、予報・警報等の補完等のため又は火山活動状況の変化を周知する必要がある場合に行うものとする。

### (阿蘇火山防災会議協議会)

第7 阿蘇火山防災会議協議会は、防災計画を策定し、阿蘇火山噴火災害に適切に対処することを目的として、災害対策基本法第16条第2項及び第17条第1項の規定に基づき設置するものである。

本協議会の構成は次のとおりである。

- ・ 会 長：阿蘇市長
- ・ 副会長：南阿蘇村長
- ・ 副会長：高森町長

委 員

- ・ 国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所長
- ・ 国土交通省国土地理院九州地方測量部長
- ・ 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長
- ・ 熊本地方気象台次長
- ・ 阿蘇山火山防災連絡事務所長
- ・ 阿蘇地域振興局長
- ・ 阿蘇警察署長
- ・ 高森警察署長
- ・ 阿蘇広域行政事務組合消防本部消防長
- ・ 一般財団法人自然公園財団阿蘇支部所長
- ・ 日本赤十字社熊本県支部事務局長
- ・ 京都大学火山研究センター教授
- ・ 公益財団法人阿蘇火山博物館長

事務局：阿蘇市

（協議会の役割）

第 8 阿蘇火山防災会議協議会の役割は次のとおりである。

- (1) 阿蘇火山防災計画を作成（修正）し、推進すること
- (2) 阿蘇火山に関係する情報収集及び提供に関すること
- (3) 協議会を構成する機関の行う防災対策の情報交換、調整を図ること
- (4) 災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域設定権等に関すること
- (5) 噴火警戒レベル 3 までの想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関すること

（防災関係機関）

第 9 協議会は、別表 5 の防災関係機関に災害対策の協力を要請する。

（他の計画との調整）

第 10 この計画の実施に当っては、他機関が行う防災活動との間の調整を図り、計画の効果的、かつ円滑な実施の推進に努めるものとする。

（計画の周知徹底）

第 11 この計画は、防災関係機関、防災関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底させるものとする。

- 2 計画のうち特に必要な事項は、登山者及び火口見学者等に周知徹底させるものとする。

(計画の修正)

- 第 12 この計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正するものとする。

## 第 2 章 災害予防計画

(火山現象に関する情報の収集及び伝達)

- 第 1 関係市町村長は、福岡管区気象台が発表する火山情報を別表 1「火山情報伝達系統図」により迅速、かつ的確に伝達し、登山者及び火口見学者等及び関係機関に周知させるものとする。

- 2 関係市町村長は、火山の異常現象を了知した場合は、直ちに阿蘇山火山防災連絡事務所に通報するものとする。

- 3 登山者及び火口見学者等は、火山の異常現象を了知した場合は、直ちに阿蘇山火山防災連絡事務所及び関係市町村長に通報するものとする。

(立入禁止)

- 第 2 関係市町村長は、別添図に示す常時立入禁止区域内への立入りを禁止し、これを標示するものとする。

(注意及び規制、解除)

- 第 3 関係市町村長は、福岡管区気象台からの火山情報の発表及び火山ガス自動測定装置により必要と認めるときは、次の方法により火口見学者に対して、注意を喚起するようにするものとする。

- (1) 火口周辺に赤の吹き流し(別表 1 1)を掲げる。
- (2) 登山口入口に火山情報を掲示する。
- (3) 阿蘇山上事務所等の放送設備を利用して放送する。

- 2 関係市町村長は、火山情報及び火口等の現地確認により規制の必要があると認めたときは、協議のうえ、災害対策基本法第 63 条に基づき別表 2「規制及び解除発令基準」により規制を実施するものとし、解除の場合も本項に準じて実施するものとする。

- 3 関係市町村長は、規制及び解除の措置をとった場合は、直ちに別表 3「規制及び解除伝達系統図」により防災関係機関等に伝達するものとする。ただし、火山ガス規制については、別に定める。

(登山者等に関する情報の把握等)

第4 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下この条において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、立入りの日、火山における移動の経路その他の登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。この場合において、地方公共団体が登山者等に対して当該情報の提供を求めるに当たっては、登山者等がその提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするものとする。

2 登山者等は、前項に規定する情報が火山現象の発生時における救助活動にとって重要であることに鑑み、その提供に努めるとともに、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めなければならない。

（避難の指示等）

第5 火山現象により災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において、登山者及び火口見学者の人命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は協議のうえ、登山者及び火口見学者に対し、法第60条第1項及び第2項の規定により、「避難のための立ち退きの勧告、立ち退き及び立ち退き先の指示」をするものとする。なお、対象地域等については火山活動の状況に応じて判断する。

2 関係市町村長は、前項の措置をとった場合、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

3 関係市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するものとする。

4 関係市町村長は、第1項に規定する措置がとれないと認めたとき、法第61条の規定により、もよりの警察官に「避難のための立ち退きの勧告、立ち退き及び立ち退き先の指示」を要求するものとする。

（警戒区域の設定）

第6 関係市町村長は、特に必要があると認めるときは、法第63条の規定により警戒区域を設定するものとする。

（避難場所及び避難経路）

第7 避難場所及び避難経路は、別表4「避難場所等一覧」とし、避難経路は、火口西側周辺にあっては市営阿蘇山公園道路及び県道阿蘇吉田線、火口東側にあっては登山ルートにより避難するものとする。



(避難促進施設)

第8 活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に規定する避難促進施設を次のとおり定める。

| 施設名       | 住所              |
|-----------|-----------------|
| 阿蘇山上ターミナル | 阿蘇市黒川 808 番地 6  |
| 阿蘇火山博物館   | 阿蘇市赤水 1930 番地 1 |

(避難の手段及び避難誘導の方法)

- 第9 第1次避難については、最寄りの退避壕等に避難するものとする。
- 2 第2次避難については、火山現象の状況をみて、西側火口周辺にあっては、阿蘇山上広場にある避難施設等に避難するものとし、東側火口周辺にあってはヘリコプターなどにより仙酔峡広場の避難施設等に避難するものとする。
- 3 最終避難場所は、阿蘇山西側にあっては、草千里及び池の窪牧野入口付近広場とし、阿蘇山東側にあっては仙酔峡広場とする。なお、最終避難場所に被害が及ぶ恐れがある場合は居住区域付近まで下山するものとする。
- 4 関係市町村長は、避難場所及び避難の方法については、常時掲示板に掲示するなど、予め火口見学者等に対し、周知徹底を図るものとする。
- 5 関係市町村長は、居住地域に影響を及ぼす火山活動が発生又は予想される場合は、状況に応じて避難の手段及び避難誘導の方法を地域住民に周知するものとする。

(避難の指示等の伝達方法)

- 第10 避難の指示等の伝達方法は、次のとおりとする。
- (1) 火口監視所及び仙酔峡インフォメーションセンターに設置された放送設備及びサイレンを使用して伝達する。
- (2) その他、携帯マイクを使用して伝達する。
- 2 居住地域へは噴火警戒レベルに応じて防災行政無線、A S O安心安全メール、お知らせ端末、ホームページを使用して伝達する。

(火山防災訓練の実施)

- 第11 関係市町村長は、火山噴火等により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう防災関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し、実施するものとする。
- (1) 火山防災訓練は、年1回実施するものとする。
- (2) 訓練の時期、方法等は別に協議して定める。

### 第3章 災害応急対策計画

#### （実施責任）

第1 火山噴火のため、登山者及び火口見学者、事業者等が罹災し、応急救助等の対策を講ずる必要がある場合は、関係市町村長がそれぞれ協力して応急対策を実施するものとする。この場合、関係市町村長限りで処理できないときは、県、県警察及び防災関係機関の応援を求めて実施するものとする。（別表5「防災関係機関協力系統図」参照）

2 災害救助法が適用された場合の救助は、知事が行うものとする。ただし、知事から委任されたとき、又は知事において救助のいとまがないときは、関係市町村長がそれぞれ行うものとする。

#### （災害情報の収集伝達）

第2 関係市町村長は、被害が発生した場合は、すみやかにその被害状況を把握するとともに、その情報を直ちに県阿蘇地域振興局、阿蘇警察署、高森警察署、阿蘇広域消防本部及び阿蘇山火山防災連絡事務所に通報するものとする。

#### （災害対策連絡本部）

第3 関係市町村の災害応急対策を総合的、かつ効果的に実施するため、関係市町村長は協議のうえ、災害対策連絡本部（以下「本部」という。）を設置する。また、必要あるときは現地指揮本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

2 本部は、阿蘇市役所に置くものとする。

3 本部長は、阿蘇市長をもって充てる。

4 本部の組織及び事務分掌は、別表6のとおりとする。

5 本部を設置した場合は、各防災関係機関に通報するとともに、知事に報告するものとする。

6 現地本部は、阿蘇火山博物館に置くものとする。

7 現地本部長は、阿蘇広域行政事務組合消防本部消防長等をもって充てる。

#### （各機関への出動要請等）

第4 本部長は、災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは必要に応じ、関係市町村の消防団に出動を命ずるとともに阿蘇広域消防本部消防長及び阿蘇警察署長、高森警察署長に出動を要請するものとする。

2 本部長は、応急活動が関係市町村及び関係機関のみでは不十分と判断した場合は、県、隣接市町村、日本赤十字社熊本県支部、医師会等に対し応援を求めるものとする。

（自衛隊の派遣要請）

第5 本部長は、火山噴火による災害が発生し、登山者及び火口見学者、事業者等の生命または財産を保護するため、必要があると認められるとき、または自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請の要求をするものとする。

（救助体制）

第6 本部長は、噴火の状況により救助活動が可能であると認めたときは、噴火のため負傷した者もしくは生命、身体が危険な状態にある者の救出、または安否不明者の捜索救出、死体収容等の活動を行うため、直ちに関係市町村の職員、消防団員をもって避難誘導班、救出班及び救護班（別表7のとおり）を編成し、登山者及び火口見学者、事業者等の避難誘導、救出及び救護にあたらせるとともに山上業者等に対し、協力を要請する。

2 本部長は、応援のため出動した各機関の指揮者と緊密な連絡調整を行い、救助活動が統一的、かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。

3 出動した各機関の指揮者は、各機関が独断で行動することのないよう留意し、救助活動が統一的に実施されるよう本部長に協力するものとする。

4 災害対策基本法及び他の法令により災害応急対策の実施責任を有する者並びに災害の現場にある者は応急救助活動を実施し、災害対策連絡本部に協力するものとする。

（避難誘導）

第7 避難誘導班は、第2章第6に定める避難方法に従い、登山者及び火口見学者等の避難誘導にあたるものとする。

2 避難路が噴石等のため避難に支障がある場合には、ホイルローダー等の建設機械により噴石等の排除を行うものとする。

- 3 本部長は、大規模な噴火で避難が困難である場合には、ヘリコプター等による救出を要請するものとする。

(救助)

第8 現地本部付近に救護所を設置するものとする。

- 2 救出班は他の機関と協力して負傷者の救出にあたるものとする。救出した負傷者は救護所に收容し、救護班が応急手当その他の救護を行うものとする。
- 3 応急手当をほどこした負傷者のうち、緊急に入院の必要があるものについては救急車その他の車輛をもって、またヘリコプターにより緊急輸送するものとする。
- 4 ヘリコプターの離着陸広場は、別添図のとおりとする。
- 5 負傷者の收容先については、阿蘇医療センターとし、負傷者多数等のため收容不可能な場合は、他の病院に收容するものとする。(別表8「收容医療機関一覧」参照)
- 6 本部長は、阿蘇地域振興局保健福祉環境部及び阿蘇広域行政事務組合消防本部と緊密な連絡を行い、收容病院の確保にあたるものとする。  
收容病院の確保にあたり医療対策部による医療調整を行う。

(安否不明者の搜索)

第9 安否不明者の搜索は防災関係機関が協力して行うものとする。

(遺体の收容)

第10 遺体の收容は、遺体收容班(別表7のとおり)が收容にあたる。

- 2 現地確認の終了した遺体は救護所付近に設置する遺体仮安置所に收容するものとする。
- 3 身元確認等の手続き終了次第、阿蘇市と協定を結ぶ機関の遺体安置所、もしくは関係市町村が確保する遺体安置所に收容するものとする。

(交通規制)

第11 火山噴火により交通施設に被害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは負傷者の救助活動に支障がある場合は、警察及び道路管理者に対し、市営阿蘇山公園道路及び県道阿蘇吉田線、県道阿蘇公園下野線、国道57号線外、国、県道の交通規制を求めるものとする。

(通信施設等の復旧)

第 12 本部長は、噴火等の被害により有線電話施設が不通不能となった場合、直ちに N T T 西日本熊本支店に応急復旧出動を要請するものとする。

2 前項により通信ができないとき、または困難なときは、阿蘇無線救護隊など無線通信団体に協力要請を行うものとする。

3 電力の復旧については、九州電力送配電大津配電事業所に緊急出動を要請するものとする。

## 第 4 章 災害復旧計画

(災害復旧)

第 1 災害復旧の実施については、原則として施設の管理者または責任を有する者が当該施設の復旧にあたるものとする。

## 第 5 章 そ の 他

(通信施設)

第 1 関係市町村長は、常に非常の災害に備え防災体制の確立に留意し、緊急資機材の備蓄、通信施設の設備に努力するものとし、県は指導、助言、協力するものとする。(別表 9「救急救助資機材一覧」、別表 10「通信施設一覧」参照)

(附 則)

この計画は、昭和55年3月17日から施行する。

(附 則)

この計画は、昭和62年4月1日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成2年9月1日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成5年10月1日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成7年10月2日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成11年4月19日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成12年5月19日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成14年5月31日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成17年5月26日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成19年5月17日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成20年5月19日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成23年7月21日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成27年7月10日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成29年3月27日から施行する。

(附 則)

この計画は、平成29年8月23日から施行する。

(附 則)

この計画は、令和元年8月7日から施行する。

(附 則)

この計画は、令和5年7月11日から施行する。

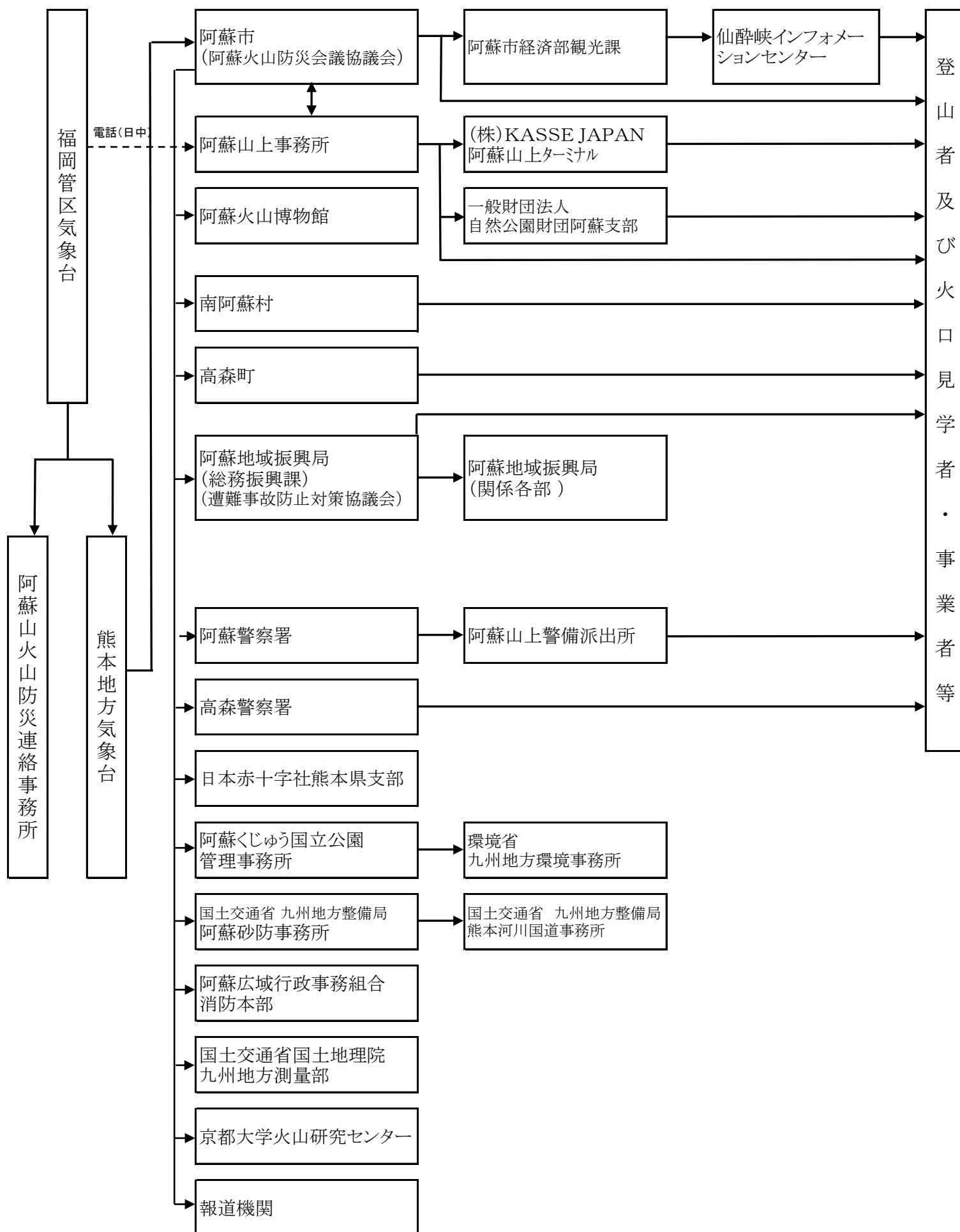
(附 則)

この計画は、令和6年7月12日から施行する。

(附 則)

この計画は、令和7年7月29日から施行する。

別表1 火山情報伝達系統図



別表 2

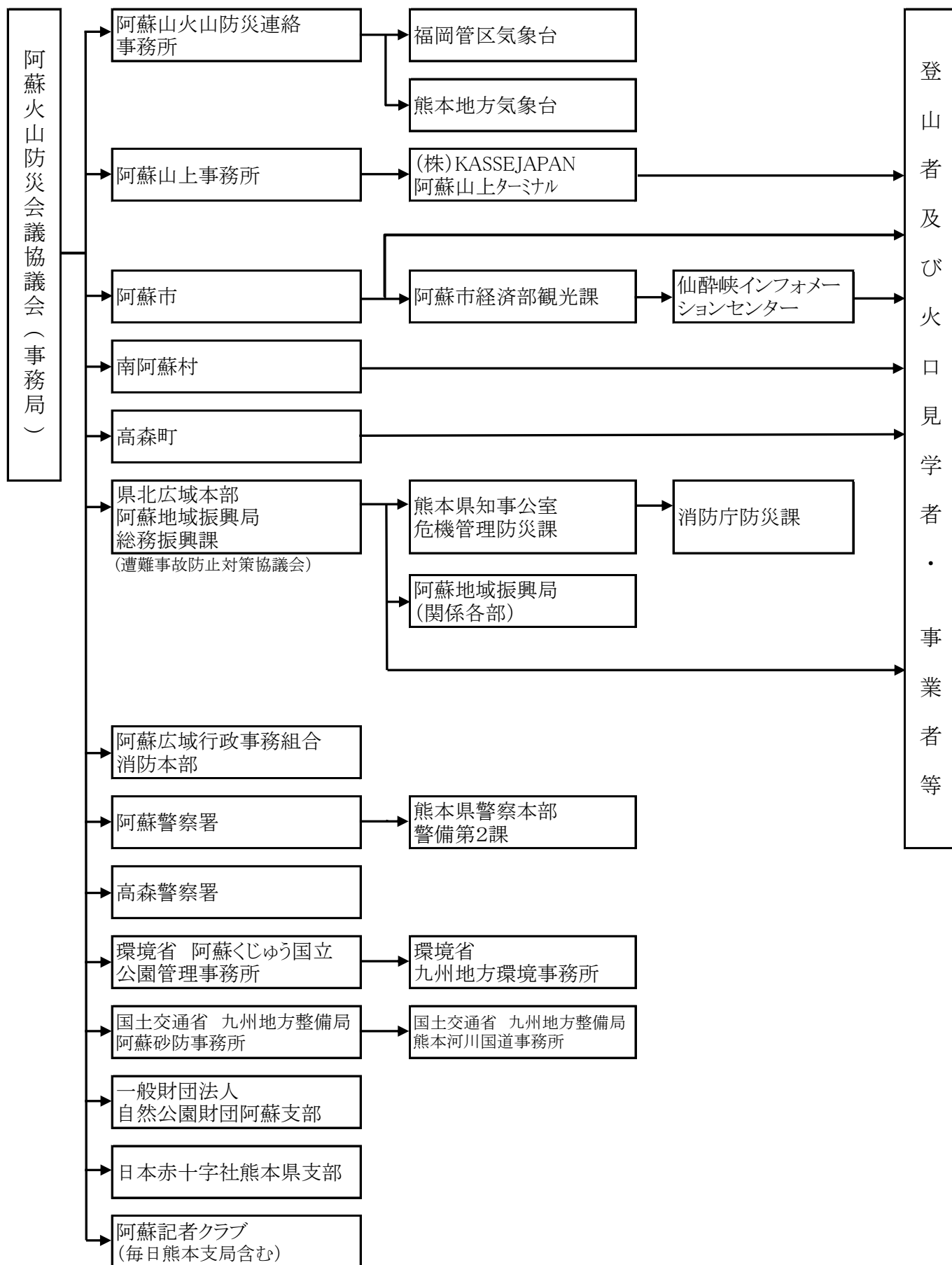
規制及び解除発令基準

| 区分<br>規制の内容      |                                                     | 発 令 基 準                                                                                                                                              | 主な対応                                                                                            | 規制<br>区域 | 周知方法その他                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 火口周辺立入禁止         |                                                     | ( 常 時 立 入 禁 止 区 域 )                                                                                                                                  |                                                                                                 |          |                                                                               |
| レ<br>ベ<br>ル<br>1 | (1) 自主規制                                            | 1. 濃霧等気象状況により火口までの通行が危険であるとき。<br>2. 火山ガスの濃度が人体に影響を及ぼすと認めたとき。<br>3. 関係市町村が火口周辺の立ち入りが危険であると認めたとき。<br>4. 急激な火山活動の高まりが見られる場合。                            |                                                                                                 | 別添       | (1) 所定の場所に赤の吹き流しを掲げる。(別表 11)<br>(2) 所定の掲示にその旨を掲示する。<br>(3) 放送及びサイレンまたは誘導等を行う。 |
|                  | 自主規制に加えて規制範囲の拡大等                                    | 福岡管区気象台から解説情報(臨時)が発表され、噴火警戒レベル2の引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合。                                                           | 1 次規制準備、E ゾーンの閉鎖                                                                                |          |                                                                               |
| レ<br>ベ<br>ル<br>2 | (2) 1 次規制<br>(中岳第一火口から概ね 1 km の規制)                  | (規制)<br>気象業務法第 2 条第 4 項の 2 に基づく「火口周辺警報噴火警戒レベル 2」が発表されたとき。<br>(解除)<br>福岡管区気象台から噴火予報が発表され、噴火警報解除後に、関係市町村長が火口現地確認を行い、火口周辺への立ち入りが危険でなくなったと認めたとき。         | 登山者の避難誘導、1 km 以遠への排除                                                                            |          |                                                                               |
|                  | 1 次規制に加えて規制範囲の拡大等                                   | 福岡管区気象台から解説情報(臨時)が発表され、噴火警戒レベル 3 の引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合。                                                         | 火口から 1 km 範囲に近接する皿山迂回ルート、すずめ岩迂回ルート、砂千里～中岳区間、仙酔峡ロープウェイ跡ルートの閉鎖。国道 298 号、同 111 号三差路から山上広場間の道路を夜間閉鎖 |          |                                                                               |
| レ<br>ベ<br>ル<br>3 | (3) 2 次規制<br>(中岳第一火口から概ね 2 km から 4 km の居住地域付近までの規制) | (規制)<br>福岡管区気象台からの火山情報「火口周辺警報噴火警戒レベル 3」が発表されたとき。活動状況に応じて、規制範囲を拡大する。<br>(規制範囲の縮小)<br>福岡管区気象台が発表する噴火警戒レベル 3 の警戒範囲縮小、噴火警戒レベル 3 から 2 への引き下げに伴い規制範囲を縮小する。 | 烏帽子岳及び杵島岳登山ルート 2 km 圏内への立ち入り禁止<br>・交通規制・避難誘導・人命救助                                               | 別添       | (1) 登山口の掲示板にその旨指示する。<br>(2) その他、状況に応じて、関係市町村長が指示する。                           |

(注) 規制区域は、第 2 章第 6 に基づく警戒区域



別表3 規制及び解除伝達系統図



別表4 避難場所等一覧

令和6年7月12日現在

| 区 域          | 施 設 名   | 構 造                               | 面 積                        | 施設数 | 収容人数  | 備考                                                         |
|--------------|---------|-----------------------------------|----------------------------|-----|-------|------------------------------------------------------------|
| 阿 蘇 山<br>西 側 | 退 避 壕   | 鉄筋コンクリート平屋<br>二重構造屋根              | 1 基当り<br>29 m <sup>2</sup> | 11  | 632   | Bゾーンに6基、<br>Eゾーンに2基、<br>砂千里・有料道<br>路沿に各1基<br>ずつ、山上広場<br>1基 |
|              |         | 鉄筋コンクリート二階建<br>二重構造屋根             | 100 m <sup>2</sup>         | 1   | 60    | D展望所                                                       |
|              | 退避舎     | 鉄筋コンクリート平屋<br>二重構造屋根              | 227 m <sup>2</sup>         | 1   | 200   | 2 次避難施<br>設                                                |
|              | 計       |                                   |                            | 13  | 892   |                                                            |
| 阿 蘇 山<br>東 側 | 退 避 壕   | 鉄筋コンクリート平屋<br>二重構造屋根              | 1 基当り<br>29 m <sup>2</sup> | 5   | 340   | 火口東側の遊<br>歩道沿いに4<br>基、仙酔峡広場<br>1基                          |
|              | 計       |                                   |                            | 5   | 340   |                                                            |
| 合 計          |         |                                   |                            | 18  | 1,032 |                                                            |
| 阿 蘇 山<br>西 側 | ヘリポート   | 駐 車 場 兼 用                         |                            | 2   |       |                                                            |
|              | 〃       | 専用アスファルト舗装<br>2000 m <sup>2</sup> |                            | 1   |       |                                                            |
|              | 計       |                                   |                            | 3   |       |                                                            |
| 阿 蘇 山<br>東 側 | ヘリポート   | 駐 車 場 兼 用                         |                            | 2   |       |                                                            |
| 合 計          |         |                                   |                            | 5   |       |                                                            |
| 阿 蘇 山<br>西 側 | 退 避 道   | W = 2.5m ・ L = 2.3km              |                            | 1   |       |                                                            |
| 合 計          |         |                                   |                            | 3   |       |                                                            |
| 阿 蘇 山<br>西 側 | 警 報 装 置 | サイレン・放送設備                         |                            | 2   |       | 監視所・2 次<br>避難施設                                            |
| 阿 蘇 山<br>東 側 | 警 報 装 置 | 〃                                 |                            | 1   |       | 仙酔峡インフ<br>ォメーション<br>センター                                   |
| 合 計          |         |                                   |                            | 3   |       |                                                            |

別表5 防災関係機関協力系統図

| 阿蘇火山災害対策連絡本部 | 所在地            | 電話番号           | FAX番号          |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
|              | 阿蘇市一の宮町宮地504-1 | (0967) 22-3232 | (0967) 22-4577 |

| 区分           | 機関名                       | 所在地                  | 電話番号           | FAX番号                              |
|--------------|---------------------------|----------------------|----------------|------------------------------------|
| 指定地方<br>行政機関 | 環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所        | 阿蘇市黒川 1180           | (0967)34-0254  | (0967)34-2082                      |
|              | 福岡管区気象台(阿蘇山火山防災連絡事務所)     | 阿蘇市一の宮町宮地 504-1      | (0967)22-3312  | (0967)22-3386                      |
|              | 熊本地方気象台                   | 熊本市西区春日 2丁目 10-1     | (096) 324-3283 | (096)385-0535                      |
|              | 国土交通省九州地方整備局              | 熊本市東区下南部 1-4-37      | (096)213-7572  |                                    |
|              | 阿蘇砂防事務所                   | 福岡市博多区博多駅東 2-11-1    | (092)411-7929  | (092)411-7882                      |
|              | 国土交通省国土地理院<br>九州地方測量部     |                      |                |                                    |
| 自衛隊          | 陸上自衛隊西部方面総監部<br>陸上自衛隊第八師団 | 熊本市八景水谷 2-17-1       | (096)343-3141  | (096)343-3141<br>(第八師団宛) (内線 3508) |
| 知事部局         | 熊本県阿蘇地域振興局                | 阿蘇市一の宮町宮地 2402       | (0967)22-1110  | (0967)22-4103                      |
|              | 熊本県阿蘇地域振興局土木部             | 阿蘇市一の宮町宮地 2402       | (0967)22-1119  | (0967)22-4370                      |
|              | 熊本県阿蘇地域振興局保健福祉環境部         | 阿蘇市一の宮町宮地 2402       | (0967)24-9030  | (0967)24-9031                      |
| 警察           | 熊本県阿蘇警察署                  | 阿蘇市黒川 1306-1         | (0967)35-5110  | (0967)22-5110                      |
|              | 熊本県高森警察署                  | 阿蘇郡高森町高森 1432        | (0967)62-0110  | (0967)62-0110                      |
| 関係機関         | 阿蘇市役所                     | 阿蘇市一の宮町宮地 504-1      | (0967)22-3232  | (0967)22-4577                      |
|              | 南阿蘇村役場                    | 阿蘇郡南阿蘇村河陰 145-3      | (0967)67-1111  | (0967)67-2073                      |
|              | 高森町役場                     | 阿蘇郡高森町高森 2168        | (0967)62-1111  | (0967)62-1174                      |
|              | 阿蘇山上事務所                   | 阿蘇郡南阿蘇村中松古坊中 3845-19 | (0967)34-1668  | (0967)34-2383                      |
|              | 阿蘇医療センター                  | 阿蘇市黒川 1266           | (0967)34-0311  | (0967)34-2273                      |
|              | 阿蘇郡市医師会                   | 阿蘇市黒川 1178           | (0967)34-0716  | (0967)34-1619                      |
|              | 産交阿蘇観光事業所                 | 阿蘇市黒川 808-5          | (0967)34-0411  | (0967)34-2115                      |
|              |                           |                      |                |                                    |
| 消防機関         | 阿蘇市消防団                    | 阿蘇市一の宮町宮地 504-1      | (0967)22-3232  | (0967)22-4577                      |
|              | 南阿蘇村消防団                   | 阿蘇郡南阿蘇村河陰 145-3      | (0967)67-1111  | (0967)67-2073                      |
|              | 高森町消防団                    | 阿蘇郡高森町高森 2168        | (0967)62-1111  | (0967)62-1174                      |
|              | 阿蘇広域行政事務組合消防本部            | 阿蘇市黒川 1423-1         | (0967)34-0024  | (0967)34-0199                      |
|              | 熊本県防災消防航空センター             | 菊池郡菊陽町戸次 1698        | (096)279-1571  | (096)279-1573                      |
| 指定公共<br>機関   | 日本赤十字社熊本県支部               | 熊本市東区長嶺南 2丁目 1-1     | (096)384-2100  | (096)383-9486                      |
|              | NHK阿蘇通信部                  | 阿蘇市一の宮町宮地 1938       | (0967)22-0346  | (0967)22-0346                      |
|              | JR九州宮地駅                   | 阿蘇市一の宮町宮地 4737       | 080-7462-3045  | (0967)22-3189                      |
|              | JR九州阿蘇駅                   | 阿蘇市黒川 1444-2         | 080-7603-8300  | (0967)34-0101                      |
|              | NTT西日本熊本支店                | 熊本市中央区九品 1-2-11      | (096)321-3083  | (096)352-9980                      |
|              | 九州電力送配電大津配電事業所            | 菊池郡大津町大津 1147        | 0120-986-952   | (096)293-2386                      |
| 指定地方<br>公共機関 | 株式会社熊本放送阿蘇通信部             | 阿蘇市内牧 1335-11        | (0967)32-4319  | (0967)32-1633                      |
|              | 熊本日日新聞社阿蘇総局               | 阿蘇市一の宮町宮地 2232-6     | (0967)22-0142  | (0967)22-4001                      |
| その他          | 一般財団法人自然公園財団阿蘇支部          | 阿蘇市黒川 974-9          | (0967)34-2171  | (0967)34-2009                      |
|              | 京都大学火山研究センター              | 阿蘇郡南阿蘇村河陽 5280       | (0967)67-0022  | (0967)67-2153                      |
|              | 公益財団法人阿蘇火山博物館             | 阿蘇市赤水 1930-1         | (0967)34-2111  | (0967)34-2115                      |

別表6 阿蘇火山災害対策連絡本部組織及び分掌事務一覧

レベル2  
(臨時)

●任務：災害対策連絡本部準備体制

・情報収集・入山規制・交通規制等・関係機関LO派遣要請準備・現地指揮本部編成準備設置調整

●連絡会議

・連絡本部設置準備について

・関係機関特に交通規制、医療機関への連絡

●編 成

事務局長：阿蘇市総務部長

・事務局次長：阿蘇市防災情報課長

・南阿蘇村代表者

・高森町代表者

レベル3  
(状況により設置)

●任務：人命救助、立ち入り規制（交通規制）、避難誘導

本部会議室

本部長

阿蘇市長

副本部長

南阿蘇村長

副本部長

高森町長

阿蘇振興局長

協議事項(web)

1.災害予防及び災害応急対策などの策定に関すること

2.災対法第63条に基づく警戒区域に関すること

火山防災会議協議会事務局

現地指揮本部

指揮本部長

阿蘇広域行政消防本部  
消防長又は次長

総合調整所

消防代表者、警察代表者、南阿蘇村、高森町、阿蘇山上地域防災防犯協会、大阿蘇観光業協会、（自衛隊代表者）

医療対策部

南阿蘇村健康福祉課長（対策部長）

高森町健康推進課長（対策部長）

医療班

衛生班

防疫班

1.食品衛生に関すること

2.医療品、衛生材料の供給に関すること

3.救護、防疫に関すること

4.医療関係者の動員配置及び輸送に関すること

災害救助部隊等

交通規制班（警察署）：交通規制に関すること

避難誘導班（山上事務所）：別表7による

救出班（消防署）：別表7による

救護班（消防署）：別表7による

遺体収容班（警察署）：別表7による

レベル4以降

各市町村地域防災計画書に基づき対策

別表 7 災害救助体制一覧

| 班名    | 編成                                                                                                                    | 分掌事務                                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難誘導班 | 阿蘇山上事務所職員<br>阿蘇市消防団<br>南阿蘇村消防団<br>高森町消防団<br>阿蘇広域行政事務組合<br>消防本部、消防署員<br><br>(応援機関)<br>阿蘇山上職域防災防犯<br>協会会員<br>大阿蘇観光業協会会員 | 火口西側については、阿蘇山上事務所職員、阿蘇山上広域防災防犯協会会員、阿蘇山上観光業協会会員、阿蘇市消防団・南阿蘇村消防団、高森町消防団により、退避壕に退避させる。<br>火口東側については、阿蘇市消防団により、退避壕に退避させる。                        |
| 救出班   | 阿蘇市消防団<br>南阿蘇村消防団<br>高森町消防団<br>阿蘇広域行政事務組合<br>消防本部、消防署員<br>医療要請（救護班）                                                   | 火口西側については、阿蘇市消防団、南阿蘇村消防団、高森町消防団、阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員により、負傷者を安全な場所まで搬送する。<br>火口東側については、阿蘇市消防団・阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員により、負傷者を安全な場所に搬送する。          |
| 救護班   | 阿蘇市消防団<br>南阿蘇村消防団<br>阿蘇広域行政事務組合<br>消防本部 消防署員<br>医療要請（救護班）                                                             | 火口西側については、阿蘇市消防団、南阿蘇村消防団、高森町消防団、阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員、救護班により、負傷者を救護所・病院に搬送する。<br>火口東側については、阿蘇市消防団・阿蘇広域行政事務組合消防本部・消防署員・救護班により、負傷者を救護所、病院に搬送する。 |
| 遺体収容班 | 阿蘇警察署・警察官<br>高森警察署・警察官                                                                                                | 遺体収容については、阿蘇警察署・警察官、高森警察署・警察官で行う。                                                                                                           |

別表 8 収容医療機関一覧（有床分）

| 市町村名 | 医療機関名             | 診療科目                                                | 所在地              | 電話・FAX                       | ベット数 |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------|------------------|------------------------------|------|
| 阿蘇市  | 阿蘇医療センター          | 内、外、整形外科、循環器、小児、脳神経、皮膚、リハビリテーション、神経内                | 阿蘇市黒川 1266       | 0967-34-0311<br>0967-34-2273 | 124  |
| 〃    | 市原胃腸科外科           | 外、胃腸、整形、こう門、放射線                                     | 阿蘇市黒川 1484       | 0967-34-1211<br>0967-34-0688 | 3    |
| 〃    | 阿蘇やまなみ病院          | 内、外、精神、神経、麻酔、心療内、                                   | 阿蘇市一の宮町宮地 115-1  | 0967-22-0525<br>0967-22-0526 | 270  |
| 〃    | 大阿蘇病院             | 内、胃腸、循環器、リウマチ、整形外科、リハビリテーション                        | 阿蘇市一の宮町宮地 5833   | 0967-22-2111<br>0967-22-2114 | 97   |
| 〃    | 阿蘇温泉病院            | 内、脳神経内、消化器、アレルギー、整形外科、泌尿器、産婦人、耳鼻いんこう、リハビリテーション、歯、麻酔 | 阿蘇市内牧 1153-1     | 0967-32-0881<br>0967-32-4462 | 260  |
| 〃    | 一の宮整形外科           | 整形外科、リハビリテーション、麻酔                                   | 阿蘇市一の宮町宮地 1801-1 | 0967-22-3911<br>0967-22-4786 | 0    |
| 南阿蘇村 | 上村医院              | 外、内、胃腸、循環器科、整形外科                                    | 南阿蘇村大字下野 401-5   | 0967-35-0336<br>0967-35-1059 | 0    |
| 〃    | 阿蘇立野病院            | 内、外、胃腸、循環器、整形外科、泌尿器、消火器内科・外科                        | 南阿蘇村大字立野 185-1   | 0967-68-0111<br>0967-68-0646 | 88   |
| 高森町  | 南郷谷リハビリテーションクリニック | 整形外科、内科、リハビリテーション                                   | 高森町高森 2186-1     | 0967-62-3351<br>0967-62-3352 | 0    |

別表 9

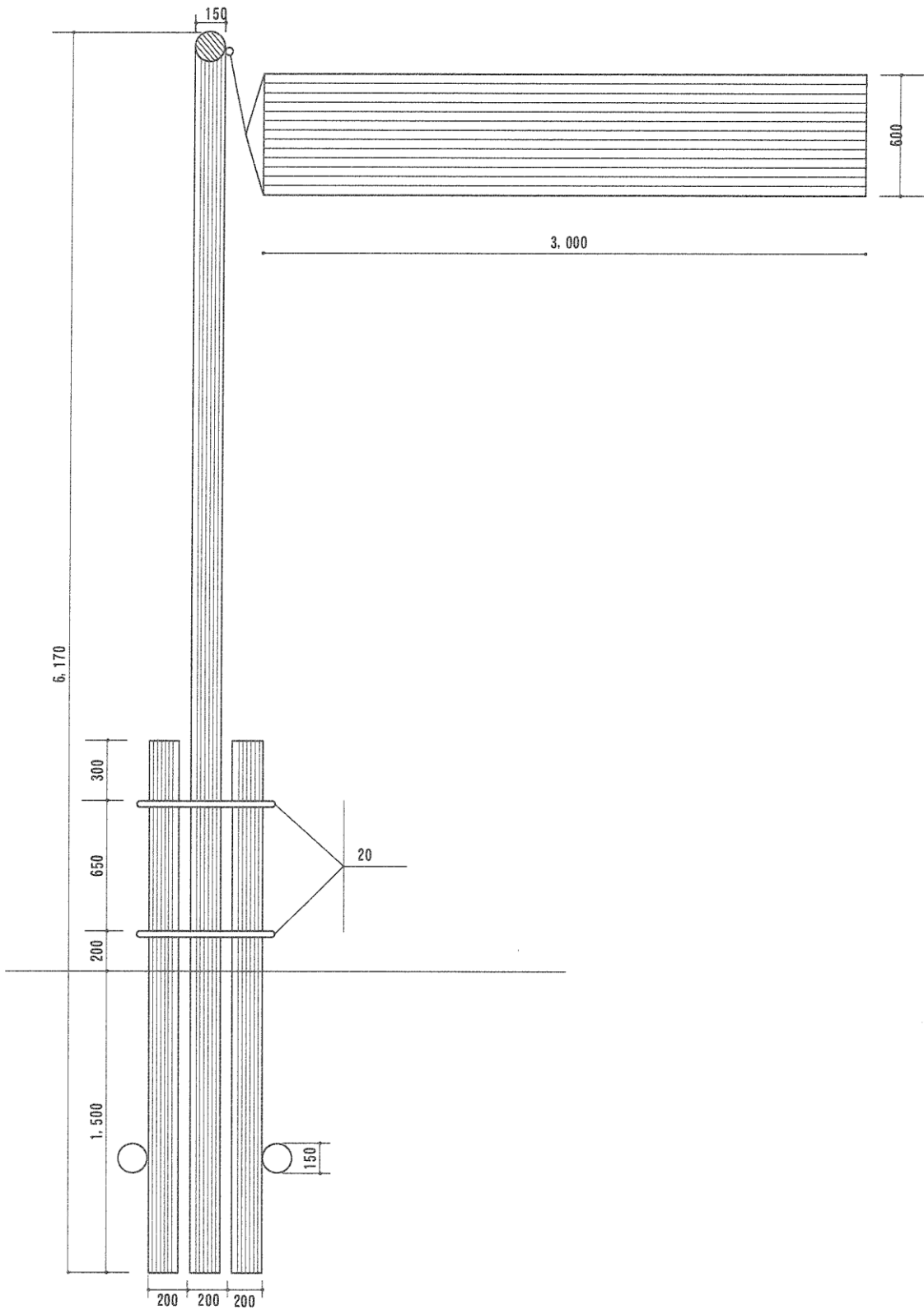
## 救 急 救 助 資 機 材 一 覧

| 資 機 材                  | 数 量   | 保 管 場 所                                                            |
|------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 放 送 施 設                | 2ヶ所   | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| サ イ レ ン                | 2ヶ所   | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| 担 架                    | 4 架   | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| ハンドマイク                 | 3 個   | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| 防 災 ヘ ル メ ッ ト          | 120 個 | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| 救 急 用 医 薬 品            | 1 式   | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所、                                                   |
| 救 急 ロ ー プ              | 200m  | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| 救 急 車                  | 10 台  | 阿蘇広域行政事務組合消防本部（中部消防署 2 台・北部 2 台・南部 2 台・野尻草部 1 台・産山波野 1 台）、阿蘇医療センター |
| ガ ス マ ス ク              | 120 個 | 退避壕、火口監視員詰所                                                        |
| ガ ス 検 知 器              | 3 器   | 火口監視員詰所                                                            |
| 濃 縮 酸 素 ボ ン ベ          | 10 個  | 阿蘇山上事務所、火口監視員詰所                                                    |
| 双 眼 鏡                  | 2 個   | 火口監視員詰所                                                            |
| 吹 流 し                  | 10 個  | 火口監視員詰所                                                            |
| 蘇 生 バ ッ ク<br>( A E D ) | 1 個   | 火口監視員詰所                                                            |
| 車 椅 子                  | 2 台   | 火口監視員詰所                                                            |

別表 10 通信施設一覧

| 施 設 名   | 呼 出 名 称<br>または電話番号 | 種 類     | 施 設 設 置 場 所   |
|---------|--------------------|---------|---------------|
| 熊本県防災無線 | @3-438-78          | 衛 星 系   | 阿蘇山上事務所       |
| 〃       | @3-460-78          | 〃       | 阿蘇市役所         |
| 〃       | @3-469-78          | 〃       | 南阿蘇村役場        |
| 〃       | @3-467-78          | 〃       | 高森町役場         |
| 〃       | @3-434-78          | 〃       | 阿蘇広域消防本部      |
| 〃       | @3-300-4118-311    | 〃       | 熊本県阿蘇地域振興局    |
| 〃       | @3-3008-3416       | 〃       | 熊本県知事公室防災消防課  |
| 〃       | @3-524-78          | 〃       | 熊本県防災消防航空センター |
|         | 防災阿蘇山              | 地上(補完)系 | 阿蘇山上火口監視詰所    |
| 〃       | 防災阿蘇市              | 〃       | 阿蘇市役所         |
| 〃       | 防災南阿蘇              | 〃       | 南阿蘇村役場        |
| 〃       | 防災高森               | 〃       | 高森町役場         |
| 〃       | 防災阿蘇消防             | 〃       | 阿蘇広域消防本部      |
| 〃       | 防災阿蘇               | 〃       | 熊本県阿蘇地域振興局    |
| 〃       | 防災熊本県              | 〃       | 熊本県知事公室防災消防課  |
| 消 防 無 線 | 消防熊本航空センター         | 基地局     | 熊本県防災消防航空センター |
| 〃       | 消防熊本ヘリ 1           | 移動無線    | (防災消防ヘリコプター)  |
| 〃       | 消防熊本ヘリ支援 1         | 〃       | (支援車両)        |
| 〃       | 消防熊本航空隊 1・2        | 〃       | (隊員用携帯型)      |

別表11 阿蘇火口吹流





## 火口縁ゾーン区分管理方式及び 監視マニュアル（ゾーン管理方式）

## ゾーン区分管理方式

火口縁周辺の火山ガス濃度分布調査の結果、平成 10 年 4 月から阿蘇山上地域を A, B, C の 3 つのゾーンに区分し管理している。

これは、火口縁広場においても風向により風速の差異が見られ、数mの違いが大きな差となる場合があること、またガス濃度（＝危険性の頻度）の予測による安全性の確立を考慮したものである。

しかしながら、平成 10 年 4 月から平成 11 年 3 月までの運用により、A ゾーン(火口縁先端)において検知されるガスは濃度の急変が著しいことが判明し、安全確保の観点から立入禁止としている。

このような状況から平成 12 年度に D ゾーン高台の整備をしたところである。

また、B ゾーンの火口縁広場（東側）では西～北西風の場合ガスが検知されるが、火口縁広場西側ではガスが検知されないというようなガス濃度の差異が生じているため、B ゾーンを B-1 ゾーン（東側）、B-2 ゾーン（西側）にした。

さらに、B-1・B-2 ゾーン（現火口見学エリア）が閉鎖され火口見学ができない場合に、風上側に新たな見学ゾーンとして E ゾーンを新設し、次のとおりゾーン区分管理を行うこととする。

|                |             |                                  |
|----------------|-------------|----------------------------------|
| ① 火口縁（濃度急変部）   | A ゾーン       | 立入禁止区域→ a センサー                   |
| ② 火口縁広場及び回遊園路部 | B-1・B-2 ゾーン | B-1 → b-1 センサー<br>B-2 → b-2 センサー |
| ③ 火口駐車場        | C ゾーン       | 第一火の国橋→ c センサー                   |
| ④ 火口駐車場北側高台    | D ゾーン       | 退避壕及び展望所付近→ d センサー               |
| ⑤ 火口縁（監視所北側奥）  | E ゾーン       | 火口 A カメラ設置付近→e センサー              |
| ⑥ 砂千里          | 砂千里ゾーン      | 砂千里駐車場付近→ f センサー                 |

このゾーン区分の中で前回と変わっている部分は、

1. 新たに E ゾーンを設け、ガス検知器（e センサー）を新設し、B-1、B-2 ゾーンともにガス規制のため見学できない場合、かつ当該ゾーンのガス濃度が 5ppm 未満の場合のみ開放する。  
ただし、専用バスでの輸送のみ認め、E ゾーンへの進入路については徒歩及び一般車両は通行禁止とする。
2. 砂千里ゾーンのガス検知器を e センサーから f センサーに変更する。

## 監視マニュアル（ゾーン管理方式）＜＜火口西エリア＞＞

### 1. 山上監視体制

- ・ 所長及び職員（市職員4名）：火口監視所からの監視、指示及びアナウンスの実施等
- ・ 業務委託監視員（3名）：定期巡回、避難誘導及び応急措置等

### 2. 利用者への注意喚起・指導

- ・ リーフレット、看板及びアナウンス等による気管支疾患患者等の排除

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。火口周辺では有毒な火山ガスが流れています。喘息の方、気管支及び心臓に疾患のある方は、火口見学を禁止します。

- ・ 下記ゾーン区分管理の事前周知（阿蘇火山ガス規制案内図入りリーフレットの配布）

### 3. ゾーン区分管理

Aゾーンを火口縁のみとし、常時立入禁止区域とする。

火口広場をB-1、B-2、C、D、Eの5つのゾーンに区分し、それぞれに対応した検知器及び風向計モニター並びに監視員の目視等により、監視員が規制、解除及び開門の判断並びに必要な措置を実施する。

B-2ゾーンがガス規制の際には、B-1ゾーンもガス規制、Cゾーンがガス規制の際には、B-2ゾーン、B-1ゾーン、Dゾーンもガス規制にする。

Eゾーンについては、B-2ゾーンがガス規制で見学できない場合、かつガス濃度が5 ppm未満であることを条件に開放し、専用バスでの輸送のみ認め、徒歩及び一般車両は通行禁止とする。

なお、予測風向等で濃度上昇が事前に察知されたとき又はその他監視員が必要と判断したときは、ゾーン区分及び下記規制判定基準に拘らず規制することができる。

### 4. 規制、解除及び開門の判定基準並びに措置

#### 【規制】

基本：そのゾーンに対応した検知器の濃度が、瞬間（＝3秒：ノイズ誤作動防止delay）

で5 ppm以上になったとき又は5 ppm未満であってもB-1ゾーンでは北西～北～東風が混じる傾向が見られるとき、Eゾーンでは北東～東～南風が混じる傾向が見られるとき、その他のゾーンでは北～東風が混じる傾向が見られるときは山上事務所（監視所）の所長又は市職員は、アナウンスにより当該ゾーンにいる観光客に避難を呼びかけ、監視員は、ハンドマイクを使用する等して速やかに観光客の避難誘導を行い、当該ゾーンを閉鎖する。

Eゾーンにおける避難誘導については、観光客を専用バスに乗務員とともに乗車させ、迅速にEゾーンから移動する。なお、その他としてB-2ゾーンが開放された場合、見学を終了する。

（ゾーン規制の場合）

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。ただ今、○ゾーン、火山ガス濃度が著しく濃くなり、人体に危険な状況となりましたので、火口監視員の指示に従い、早急に避難してください。

運用：いずれかのゾーンが上記に達し、他のゾーンもこれと同様に推移し上記に至ることが察知された場合には、複数のゾーンを同時に規制できる。（上記アナウンス併用）

(全ゾーン規制の場合)

アナウンス：阿蘇火山防災会議協議会からお知らせします。ただ今、火山ガスの濃度が著しく濃くなり、人体に危険な状況となりましたので、火口監視員の指示に従い、早急に避難してください

#### 【解除】

基本：そのゾーンに対応した検知器の濃度が、2 p p m未満になったこと及び安全風向で安定したことを確認し、30分経過した時点で、ゼロ p p mを確認したときには、その時点で解除することができる（安全風向：東南東～南～西風、Eゾーンは南西～西～北風）。なお、30分後までにゼロ p p mを確認できない場合は、以降ゼロ p p mを確認した時点で解除することができる。

ただし、その間の2 p p m以上の濃度上昇にあつては解除判定の猶予時間をリセットとするが、5 p p m未満で2分以内（瞬間値）は判定対象外とする。

※ 風向の安定の確認方法（安全な安定風向：東南東～南～西風、Eゾーンは南西～西～北風）

- ・ モニター又は吹流しにおける風向の乱れがなく、気象予報（当日03時850ヘクトパスカルの予想）の風向との一致を確認。
- ・ 気象予想と実況が大きく相違する場合には、熊本地方気象台に問い合わせ確認。

運用：いずれかのゾーンの解除猶予期間中に又は開放中に、風向の安定により、他のゾーンもこれと同様な濃度で推移した場合には、複数のゾーンを同時に又は30分を待たずに解除できるものとする。

#### 【開門】

基本：開門前30分間にCゾーンの検知器の濃度が5 p p m以上となったときには、その時点から上記解除判定基準に準じ、開門の判断を行う。

運用：開門予定時間において、Cゾーンの濃度が5 p p m未満であっても、北～東風が混じる傾向が見られるときは開門を見合わせる。

上記傾向が見られないときは、開門し、山麓からCゾーンまでの利用を認めることができる。その際、その他のゾーンにあつては、上記解除判定基準（運用）による。

改正 令和5年7月11日（Eゾーン関係）・・・ 防災協総会承認日



火口西展望所(ゾーン区分管理方式)

B 1 ゾーン

A ゾーン

退避壕

B 2 ゾーン

公園道路

C ゾーン

ヘリポート

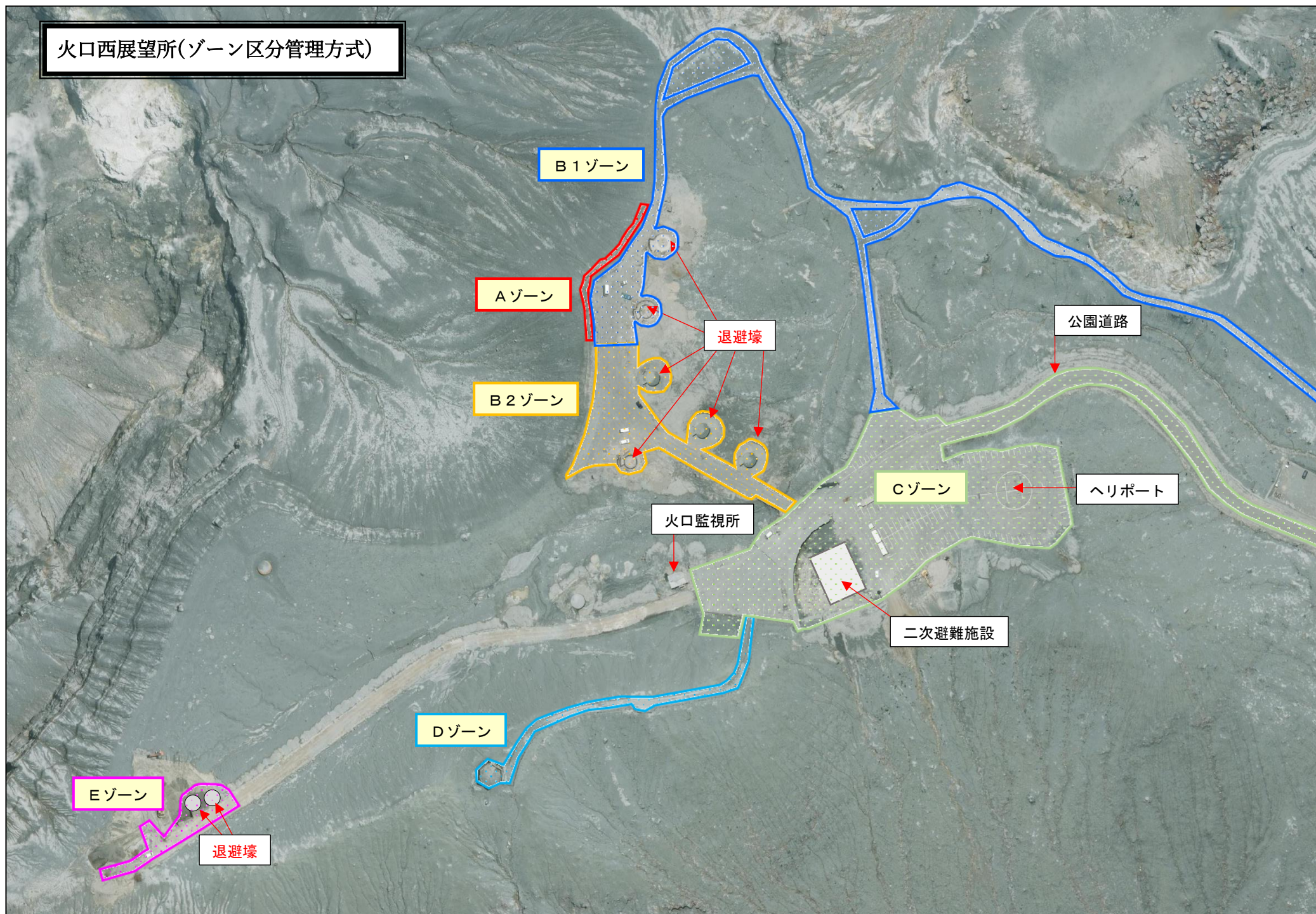
火口監視所

二次避難施設

D ゾーン

E ゾーン

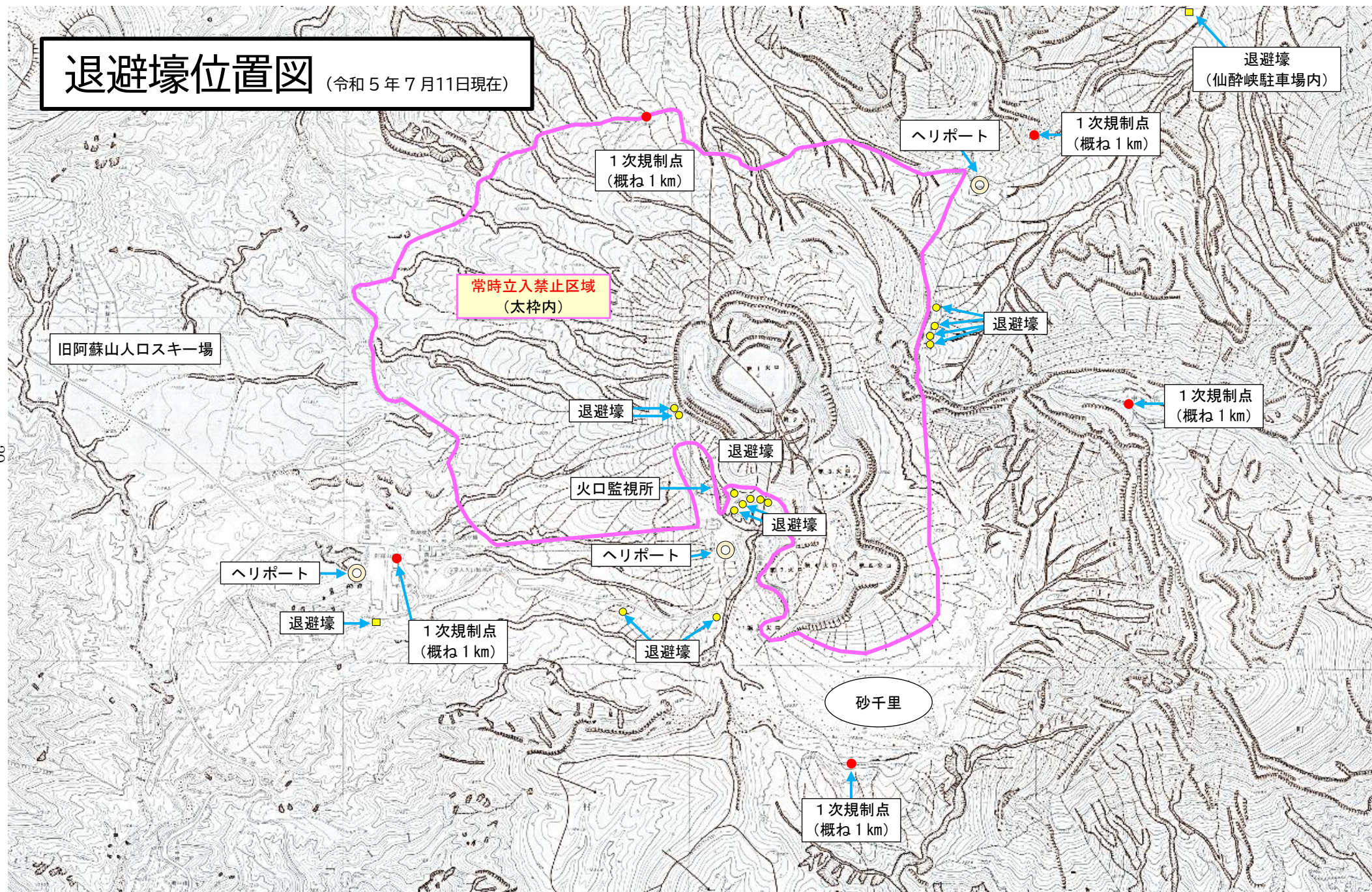
退避壕





# 退避壕位置図

(令和5年7月11日現在)





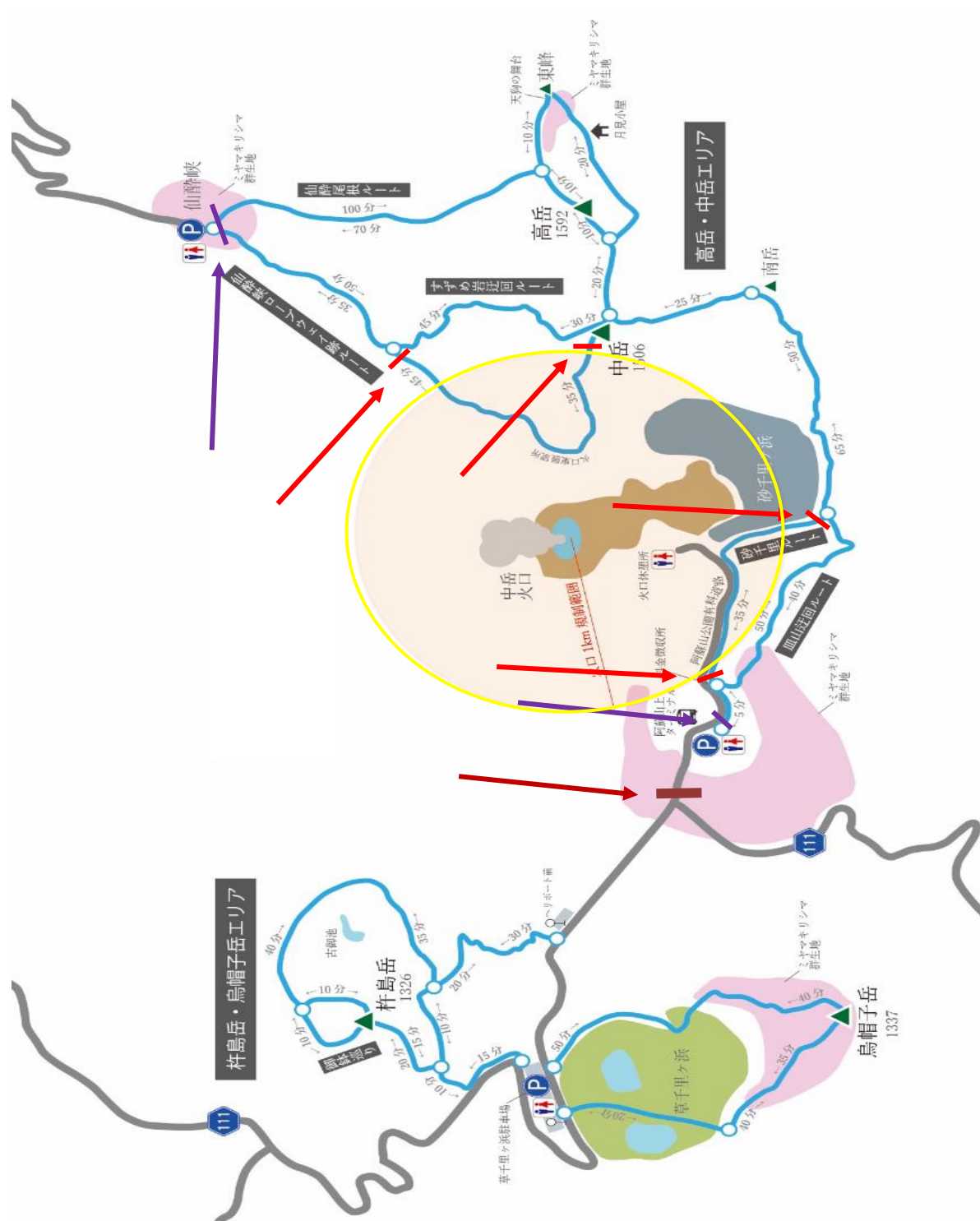
噴火警戒レベル2発表に伴う道路規制点

- 噴火警戒レベル2規制箇所

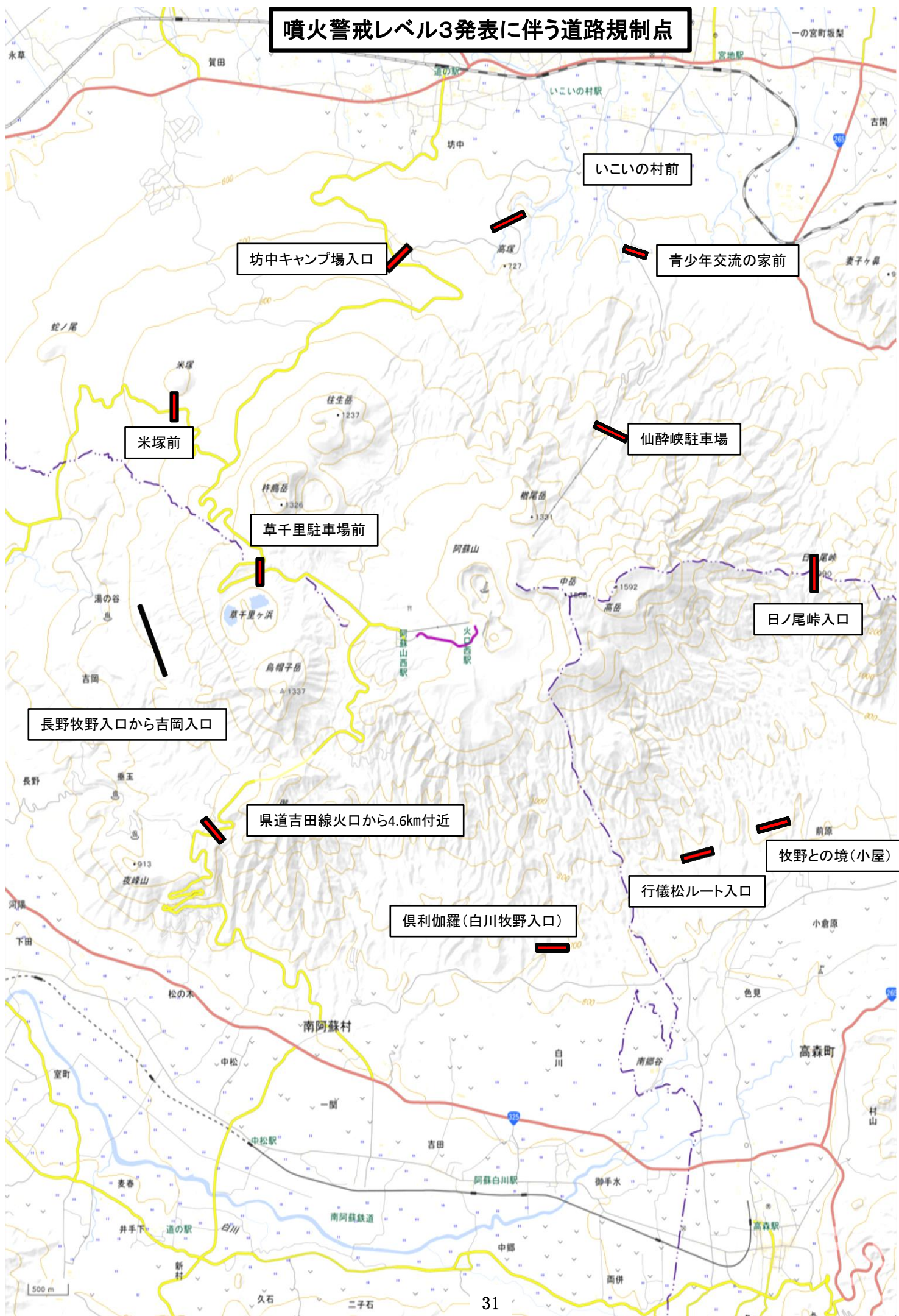
—
火山の状況に関する解説情報（臨時）

—
火山の状況に関する解説情報（臨時）

—
夜間



噴火警戒レベル3発表に伴う道路規制点



いこいの村前

坊中キャンプ場入口

青少年交流の家前

米塚前

草千里駐車場前

仙酔峡駐車場

日ノ尾峠入口

長野牧野入口から吉岡入口

県道吉田線火口から4.6km付近

牧野との境(小屋)

倶利伽羅(白川牧野入口)

行儀松ルート入口